

公 示 日:2026 年 9 月 16 日(水)

調達管理番号: 26a00589

国 名:コンゴ共和国

担 当 部 署:経済開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

調 達 件 名:コンゴ共和国水産バリューチェーン強化

適用される契約約款:

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

(1) 担当業務 :水産バリューチェーン強化

(2) 格 付 :3 号

(3) 業務の種類:専門家業務

(4) 契約履行期間(予定):2027 年 1 月上旬から 2030 年 2 月下旬

(5) 業務人月:16.12 人月

(6) 業務日数:

・ 第 1 次 準備業務 4 日、現地業務 30 日、整理業務 2 日

本業務においては計 8 回の渡航により業務を実施(全体で現地業務 440 日、事前・整理業務29日を想定)することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

コンゴ共和国の漁業・養殖業は経済成長及び雇用創出が可能な分野であり、同国政府の公共投資の対象になる。また、水産物は食料と栄養の安全保障のためのタンパク質の供給源であり、貧困削減に貢献できる二重の戦略的役割を担っている。

また、同国政府は国家開発計画(NDP 2022-2026)の中で経済の多様化を奨励し、水産分野の開発を主要課題のひとつと位置づけている。

漁業の中でも海面漁業はクイルー県とポワント・ノワール県のみで行われ、ポワント・

ノワール県では、海面漁業生産量の 6 割近くが水揚げされ、また漁業従事者の約8割の零細漁民が県内で活動し、重要な水産物流通拠点となっている。

しかし、漁業インフラの未整備や行政サービスによる管理の弱さから、バリューチェーンは満足に機能していない。

こうした零細漁業の水産バリューチェーン上の課題に対する解決策を提供するため、JICA は 2012 年 9 月から 2019 年 4 月にかけて、開発計画調査型技術協力「ポワント・ノワールにおける水産物のバリューチェーン改善に関する調査プロジェクト」(PECHVAL)を実施した。同プロジェクトは、バリューチェーン強化を目的とし、その活動の一環で、水揚げされた水産物の鮮度や衛生状態の向上を目指すためのパイロットプロジェクトとして JICA は「ポワント・ノワール県零細漁業支援センター(CAPAP: Centre d'Appui à la Pêche Artisanale de Pointe-Noire)」の建設を支援した。

2018 年 6 月にコンゴ共和国政府から日本側に CAPAP の運営基盤強化を担う専門家の派遣要請があり、2020 年 2 月から 2023 年 2 月まで「ポワント・ノワール県零細漁業支援センター管理能力強化アドバイザー」の日本人専門家が派遣され、主に CAPAP で活動を実施した。同専門家の活動により、CAPAP の施設・設備の改修、施設・整備管理マニュアルや品質改善マニュアルの作成、CAPAP の行政法人化のための省令の制定、センター長やスタッフの配置が行われ、CAPAP は、零細漁業の水産物バリューチェーンの拠点として一定の機能を果たしている。

しかしながら、その組織や管理体制はいまだ脆弱である。また、同専門家は、本省に対して、CAPAP の機能強化のために、CAPAP 運営資金の支給、周辺インフラ整備、CAPAP 内規の承認、会計監査、施設維持管理技士の育成などを提言している。

CAPAP の機能強化のためには、本省による、CAPAP 運営委員会の役割の明確化、CAPAP 利用料金徴収制度の制定、監査体制の整備などの CAPAP に対する制度面の支援、予算措置や人員配置などの運営面の支援、CAPAP のゾーニングや動線の改善などの技術面の支援が必要である。

また、CAPAP のみでなく、他の水揚場や市場などの零細漁業施設も対象に本省による零細漁業の水産物バリューチェーン支援を展開することにより、制度面、運営面、技術面の零細漁業支援の応用可能な知見を得ることができ、コンゴ共和国全体に対する、効果的な零細漁業の水産物バリューチェーン支援の展開が期待される。

以上の背景を踏まえ、コンゴ共和国政府は、水産物バリューチェーンの更なる強化を支援するための案件を日本政府へ要請した。

なお、「案件概要表」は別紙 1 のとおり。

3. 期待される成果

- (1) 零細漁業の水産物流通が改善される。
- (2) 漁業・河川経済・水路省による国内零細漁業施設(水揚場・市場など)の総体的な運営維持管理能力が改善される
- (3) CAPAP の運営維持管理が改善される。

4. 業務の内容

本業務従事者は、漁業・河川経済・水路省の本省の行政官とともに、CAPAP を含む零細漁業施設(水揚場・市場など)の運営維持管理の改善のために、制度面、運営面、技術面の支援を行う。また、施設の運営維持管理のみならず、零細漁業の水産物流通全般の支援を行う。なお、改善策の実施の支援においては、我が国の無償資金協力(経済社会開発計画)による支援も検討のうえ、必要に応じその実施を支援する。

第1次派遣にかかる具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務(2027 年 1 月上旬～2027 年 2 月中旬)
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、コンゴ共和国政府作成の関連報告書等を参照し、CAPAP を含む零細漁業施設および零細漁業の水産物流通の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
 - ② JICA 経済開発部及びコンゴ民主共和国事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン(仏文・和文)を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、コンゴ民主共和国事務所にも提出する。
- (2) 第 1 次現地業務(2027 年 4 月中旬～2027 年 5 月中旬)
 - ① 現地業務開始時に、JICA コンゴ民主共和国事務所、C/P 機関にワーク・プランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 零細漁業の水産物流通の現状(ポイント・ノワールなどの水揚げ場からブラザビルでの販売までの流通経路、品質管理や価格形成など)を確認する。
 - ③ 零細漁業施設(水揚場・市場など)の運営維持管理の現状を確認する(確認サイト

は首都ブラザビル近郊に限る)。

- ④ CAPAP の運営維持管理の現状を確認する。
- ⑤ 漁業・河川経済・水路省の零細漁業の水産物流通に対する支援の現状と課題(実施体制、人員、予算、支援内容など)を確認する。
- ⑥ 漁業・河川経済・水路省の零細漁業施設に対する支援の現状と課題(実施体制、人員、予算、支援内容など)を確認する。
- ⑦ 漁業・河川経済・水路省の CAPAP に対する体制整備の現状と課題(実施体制、人員、予算、支援内容など)を確認する。

(3) 第1次整理業務(2027年5月中旬～2027年5月下旬)

- ① 第1次現地業務の現地業務結果報告書(和文・仏文)を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次派遣以降に想定される担当事項は次のとおりとする。

- ① 零細漁業の水産物流通の制度面・技術面の課題及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。
- ② 零細漁業施設の制度面・運営面・技術面の課題及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。
- ③ CAPAP の制度面の課題(CAPAP 運営委員会の役割の明確化、CAPAP 利用料金徴収制度の制定、監査体制の整備など)及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。
- ④ CAPAP の運営面の課題(予算措置、人員配置など)及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。
- ⑤ CAPAP の技術面の課題(CAPAP のゾーニングと動線の改善による衛生改善など)及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。

※ 現地業務終了後に、当該現地業務結果報告書を JICA 経済開発部に提出し報告する。

(5) 整理業務

全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下のとおり。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	零細漁業の水産物流通の現状確認の具体的な確認項目と確認方法	第4条(2)第1次現地業務②
2	零細漁業施設の運営維持管理の現状確認の具体的な確認項目と確認方法	第4条(2)第1次現地業務③
3	CAPAPの運営維持管理の現状確認の具体的な確認項目と確認方法	第4条(2)第1次現地業務④
4	分析された改善策の実施の支援として想定する支援内容とその具体的な支援方法	第4条(4)第2次派遣以降に想定される担当事項

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	水産バリューチェーン開発に係る各種業務
対象国及び類似地域	仏語圏途上国
語学の種類	仏語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	業務開始より 1 か月以内	JICA 経済開発部	－	仏語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		JICA コンゴ民主共和国事務所	－	仏語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	仏語	電子データ
現地業務結果報告書	各次現地業務終了時(最終現地業務派遣時)	JICA 経済開発部	－	日本語	電子データ

	遣時を除く)	JICA コンゴ民主 共和国事務所	－	日本語	電子データ
業務完了報告 書	契約履行期限末日	JICA 経済開発 部	－	日本語	電子データ
		JICA コンゴ民主 共和国事務所	－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	仏語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・コンゴ共和国ポワント・ノワール県零細漁業支援センター能力強化アドバイザー業務専門家業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・コンゴ共和国ポワント・ノワール市水産物バリューチェーン改善プロジェクトファイナルレポート(要約編)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12334694.pdf>

・コンゴ共和国ポワント・ノワール市水産物バリューチェーン改善プロジェクトファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12334702.pdf>

- ・コンゴ共和国ポワント・ノワール市水産物バリューチェーン改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12086252_01.pdf
- ・コンゴ共和国ポワント・ノワール市水産物バリューチェーン改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12086252_02.pdf
- ・コンゴ共和国ポワント・ノワール市水産物バリューチェーン改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12086252_03.pdf
- ・コンゴ共和国ポワント・ノワール水産市場整備計画準備調査(予備調査)報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12018909.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年 10月 7日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 10月 19日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等:特になし
- (2) 必要予防接種:黄熱ワクチン接種

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3) 提出方法:国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E>)

[5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10.簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 一般業務費

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないコンゴ共和国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- ・特殊傭人費:12,100 千円
- ・車両関連費: 5,070 千円
- ・セミナー等実施関連費:800 千円
- ・事務所関連費:390 千円
- ・旅費・交通費: 2,020 千円
- ・施設・設備等関連費:17,000 千円
- ・資料等翻訳費 1,420 千円
- ・雑費:720 千円
- ・一般業務費合計:39,520 千円

(3) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎:第一次現地業務の到着時のみ希望に応じ対応可
- イ) 宿舍手配:第一次現地業務の到着時のみ希望に応じ対応可
- ウ) 車両借上げ:第一次現地業務の到着時のみ希望に応じ対応可
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ:第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供:漁業・河川経済・水路省内における執務スペース提供

12.特記事項

(1)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1)第1回(契約締結後):契約金額の12%を限度とする。

2)第2回(契約締結後13か月以降):契約金額の12%を限度とする。

3)第3回(契約締結後25か月以降):契約金額の12%を限度とする。

4)第4回(契約締結後37か月以降):契約金額の4%を限度とする。

(2)部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。¹具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1)2027年度(2028年2月頃)

2)2028年度(2029年2月頃)

(3)その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民主共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名: コンゴ共和国

案件名: (和名)水産バリューチェーン強化

(英名)Strengthen the Value Chain of Fishery Products

2. 事業の背景と必要性

(1)当該国における水産セクター／対象地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

コンゴ共和国の漁業・養殖業は経済成長及び雇用創出が可能な分野であり、同国政府の公共投資の対象になる。また、水産物は食料と栄養の安全保障のためのタンパク質の供給源であり、貧困削減に貢献できる二重の戦略的役割を担っている。

また、同国政府は国家開発計画(NDP 2022-2026)の中で経済の多様化を奨励し、水産分野の開発を主要課題のひとつと位置づけている。

漁業の中でも海面漁業はクイルー県とポワント・ノワール県のみで行われ、ポワント・ノワール県では、海面漁業生産量の 6 割近くが水揚げされ、また漁業従事者の約8割の零細漁民が県内で活動し、重要な水産物流通拠点となっている。

しかし、漁業インフラの未整備や行政サービスによる管理の弱さから、バリューチェーンは満足に機能していない。

こうした零細漁業の水産バリューチェーン上の課題に対する解決策を提供するため、JICAは2012年9月から2019年4月にかけて、開発計画調査型技術協力「ポワント・ノワールにおける水産物のバリューチェーン改善に関する調査プロジェクト」(PECHVAL)を実施した。同プロジェクトは、バリューチェーン強化を目的とし、その活動の一環で、水揚げされた水産物の鮮度や衛生状態の向上を目指すためのパイロットプロジェクトとして JICA は「ポワント・ノワール県零細漁業支援センター(CAPAP: Centre d'Appui à la Pêche Artisanale de Pointe-Noire)」の建設を支援した。

2018年6月にコンゴ共和国政府から日本側にCAPAPの運営基盤強化を担う専門家の派遣要請があり、2020年2月から2023年2月まで「ポワント・ノワール県零細漁業支援センター管理能力強化アドバイザー」の日本人専門家が派遣され、主にCAPAPで活動を実施した。同専門家の活動により、CAPAPの施設・設備の改修、施設・整備管理マニュアルや品質改善マニュアルの作成、CAPAPの行政法人化のための省令の制定、センター長やスタッフの配置が行わ

れ、CAPAP は、零細漁業の水産物バリューチェーンの拠点として一定の機能を果たしている。

しかしながら、その組織や管理体制はいまだ脆弱である。また、同専門家は、本省に対して、CAPAP の機能強化のために、CAPAP 運営資金の支給、周辺インフラ整備、CAPAP 内規の承認、会計監査、施設維持管理技士の育成などを提言している。

CAPAP の機能強化のためには、本省による、CAPAP 運営委員会の役割の明確化、CAPAP 利用料金徴収制度の制定、監査体制の整備などの CAPAP に対する制度面の支援、予算措置や人員配置などの運営面の支援、CAPAP のゾーニングや動線の改善などの技術面の支援が必要である。

また、CAPAP のみでなく、他の水揚場や市場などの零細漁業施設も対象に本省による零細漁業の水産物バリューチェーン支援を展開することにより、制度面、運営面、技術面の零細漁業支援の応用可能な知見を得ることができ、コンゴ共和国全体に対する、効果的な零細漁業の水産物バリューチェーン支援の展開が期待される。

以上の背景を踏まえ、コンゴ共和国政府は、水産物バリューチェーンの更なる強化を支援するための案件を日本政府へ要請した。

(2)対象地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、日本の対コンゴ共和国国別開発協力方針(2024 年 9 月)における中目標「経済成長を支える産業・経済基盤の強化」に位置付けられ、コンゴ共和国の水産業の基盤強化に寄与する。

また、本事業は、JICA の課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)「農業・農村開発(持続可能な食料システム)」において掲げる「水産ブルーエコノミー振興」クラスターに位置付けられ、コンゴ共和国の水産業の振興に寄与する。

さらに、本事業は、SDGs ゴール 14「海の豊かさを守ろう」にも貢献する。

(3)他の援助機関の対応

AFD 「港湾インフラの拡張と環境改善のためのプログラムの漁業部門(Composante Pêche du Programme d'extension et de mise à niveau environnementale des infrastructures du Port)」を実施(2019 年-2025 年)、漁業インフラの近代化と漁業管理能力の強化を目的としたポワント・ノワール漁業者向け棧橋が 2025 年 8 月に開業した。

3. 事業概要

(1)事業目的

本事業は、漁業・河川経済・水路省の本省の行政官とともに、CAPAP を含む

零細漁業施設(水揚場・市場など)の運営維持管理の改善のために、制度面、運営面、技術面の支援を行う。また、施設の運営維持管理のみならず、零細漁業の水産物流通全般の支援を行う。この OJT を通じて、CAPAP 及び零細漁業施設(水揚場・市場など)の運営維持管理の改善、さらには、水産物流通全般の改善を図り、漁業・河川経済・水路省の零細漁業の水産物バリューチェーン改善支援に関する組織・人材能力の向上に寄与する。

(2)プロジェクトサイト／対象地域名

ブラザビル及びポワント・ノワール

(3)総事業費(日本側)

1.00 億円

(4)事業実施期間

2026 年 10 月～2029 年 9 月を予定(計 36 カ月)

(5)事業実施体制

漁業・河川経済・水路省

4. 事業の枠組み

(1)成果

- 1 零細漁業の水産物流通が改善される。
- 2 漁業・河川経済・水路省による国内零細漁業施設(水揚場・市場など)の総体的な運営維持管理能力が改善される
- 3 CAPAP の運営維持管理が改善される。

(2)主な活動

成果 1 の活動

- ① 零細漁業の水産物流通の現状(ポイント・ノワールなどの水揚げ場からブラザビルでの販売までの流通経路、品質管理や価格形成など)を確認する。
- ② 漁業・河川経済・水路省の零細漁業の水産物流通に対する支援の現状と課題(実施体制、人員、予算、支援内容など)を確認する。
- ③ 零細漁業の水産物流通の制度面・技術面の課題及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。

成果 2 の活動

- ① 零細漁業施設(水揚場・市場など)の運営維持管理の現状を確認する(確認サイトは首都ブラザビル近郊に限る)。
- ② 漁業・河川経済・水路省の零細漁業施設に対する支援の現状と課題(実施体制、人員、予算、支援内容など)を確認する。
- ③ 零細漁業施設の制度面・運営面・技術面の課題及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。

成果 3 の活動

- ① CAPAP の運営維持管理の現状を確認する。
- ② 漁業・河川経済・水路省の CAPAP に対する体制整備の現状と課題(実施体制、人員、予算、支援内容など)を確認する。
- ③ CAPAP の制度面の課題(CAPAP 運営委員会の役割の明確化、CAPAP 利用料金徴収制度の制定、監査体制の整備など)及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。
- ④ CAPAP の運営面の課題(予算措置、人員配置など)及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。
- ⑤ CAPAP の技術面の課題(CAPAP のゾーニングと動線の改善による衛生改善など)及び改善策について分析のうえ、漁業・河川経済・水路省に提案・協議し、その実施を支援する。

以上